

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1 市域全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

松本市には旧石器時代から人が住んでいたことがわかっており、市内全域に広く文化財が分布している。これらの文化財は、長い年月にわたり人々に守り伝えられた地域の宝であり、今後もその価値を損なうことなく伝えていくことが大切である。特に重要な文化財として指定等が行われているのは、現時点では国宝松本城天守を始め、国・県・市合わせて327件である。その内訳は21ページの表のとおりである。これらの指定・登録等の文化財については、それぞれ文化財保護法、長野県文化財保護条例、松本市文化財保護条例等の関連法令に基づき、必要にあたって指導・助言等を行い、適切な保存・活用を図る。

一方で、未指定文化財の調査を継続的に実施しており、文化財の残存状況や価値を適切に判断しながら、一定の基準に達している物件は、松本市文化財保護条例に基づき新規指定を行う体系が確立しつつある。今後は、合併地区の調査を計画的に進め、旧市域と同様に保存・活用に努める。また、集落や宿場のように、文化財を点ではなく面として捉えることや、有形文化財とそれに関連する無形文化財を一体として把握することも検討する。

市内に存在する文化財は、指定等を受けた文化財を含め、その所有形態は私有の物件も数多く存在する。なかでも有形文化財は、維持管理のために定期的な補修等が必要となるが、経費が所有者にとって大きな負担となっている。そこで、松本市では指定文化財の維持管理のために必要な修理事業等に対して、松本市文化財保護事業補助金交付要綱を定め、適切な保護が図られるように補助金の交付を行っている。修理事業等の実施に当たっては、指導、助言を適宜行っている。今後も、所有者の負担軽減を図りながら文化財の保存・活用に努める。

伝統行事や祭礼行事など、後継者育成や次世代への伝承が不可欠な無形民俗文化財については、その保存活動等を行っている団体に補助金を交付し財政的な援助を行っている。また、地域の歴史・文化の記録となる地区誌や旧村誌の刊行に対する補助金の交付を行い、記録保存の推進に努めている。今後も、文化財の保存・活用に対する支援策として継続していく。

文化財を適切に保存・活用していくためには、文化財の保存管理計画、整備計画を作成し、計画的に文化財の適切な保存・活用を図っていくことが有効である。松本城を始めとした、国指定文化財であっても個別の

保存管理計画等を策定していない文化財もあるため、今後、個別の保存管理計画等を策定していない文化財については、順次保存管理計画等の策定を進めていく。保存管理計画を策定している文化財としては、平成21年度に計画を策定した特別名勝及び特別天然記念物上高地がある。

また市域全体の文化財を総合的に把握し、保存活用を図る基本方針である「歴史文化基本構想」を策定し、その構想をもとに、市域の文化財全体に関する保存管理計画、整備計画を作成し、文化財の適切な保存・活用を計画的に図っていく。

## (2) 文化財の修理に関する方針

文化財は、現在まで長い年月にわたり守られてきたもので、今後もその価値を維持し続けるために修理や整備を行う必要がある。文化財の修理は現状の価値を損なわないように実施することが重要であり、特に、建造物の解体修理等の大規模な修理や、復原を伴うような整備を行う場合には、事前に当該文化財に関する調査研究を十分に行い、史実に基づいた修理及び整備を実施する。

文化財の現状変更については、文化財の区分に応じ、文化財保護法や関係条例の規定を遵守し、また、必要に応じて文化庁、長野県、松本市文化財審議委員、学識経験者等に指導・助言を仰ぎながら、適切に文化財の保存・管理を実施する。

個人所有の指定文化財に対する修理については、計画的に補助金の交付を行い、所有者の負担軽減を図っていく。

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

松本市は、平成12年（2000）に「松本まるごと博物館構想」を策定し、松本市立博物館を中核施設として松本市全体を屋根のない博物館と考えて事業を展開している。松本市立博物館には重要文化財建造物を活用した旧開智学校校舎や馬場家住宅、長野県宝旧長野地方裁判所松本支部庁舎等の建造物を移築した野外建物博物館・松本市歴史の里、考古資料を展示する松本市立考古博物館など14館の附属施設がある。これらの附属施設は、それぞれのテーマを持って活動し、また、地域の拠点としての博物館活動を実施しながら、文化財の保存・活用に寄与している。また、松本市立博物館では市民学芸員養成講座を開講し、市民が博物館活動に参加する機運を高めている。今後も、こうした活動を継続していく。

一方、中核施設である松本市立博物館は、建設から40年あまりの年数が経過し、施設の老朽化と狭隘化が深刻になっている。また、市立博

博物館が史跡松本城の区域内にあり、松本城の景観にそぐわないという問題が生じている。そこで、「松本市基幹博物館基本構想」及び「松本市基幹博物館基本計画」を策定し、現在の市立博物館を移転し、中心市街地に新たな基幹博物館を建設する方向で検討中である。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

松本市は、平成20年度に景観法に基づく景観計画を策定し、市域全体を19の地区に区分し、その地区の特徴的な景観の保全を図っている。特に松本城周辺の「お城地区」と「お城南地区」は重点地区に指定しており、他の地区より一層厳しい規制がかけられている。また、松本市屋外広告物条例を施行し、景観を阻害するような広告物の撤去、修正を指導しながら、景観計画と合わせて文化財周辺の良好な景観の保全に努めている。更に、道幅の狭い城下町に通過交通車両が流入しており、歩行者が安心して文化財を見て歩く環境にないため、車の流入量を減らし、見学者が、各所にある文化財を見ながら、市内を安心して歩いて回れるような環境となるよう対策を検討する。

開発に関しては、今後、景観計画における高さ規制の上乗せ等を検討し、更なる景観の向上を検討する。特に、文化財周辺については、開発行為に先立ち、文化財課と関係各課による情報共有など、連携を図れる体制を確立する。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

松本市は、危機管理を最重要施策である「3Kプラン」の一つに掲げている。文化財は、被災により、消滅したり価値を失ってしまう。文化財の所有者や管理者は、しっかりとこのことを認識し、日頃から防災意識を高めていく必要がある。

とりわけ、火災や盗難といった人災については、火の始末や戸締りの確認など普段の心がけが重要となってくる。

火災については、火災報知機等の機器類により、被害を未然に防ぎ、または最小限に食い止めることが重要である。消防法で設置が義務付けられている文化財建造物はもちろん、それ以外の施設にも自動火災報知機や消火器具を可能な限り設置するよう指導・検討する。

盗難や文化財へのいたずらに対する防犯対策として、警備センサーやカメラといった防犯機器類の活用や、パトロール等の実施により、未然に被害を防ぐように努める。

一方、落雷や地震といった天災に対しては、避雷設備の設置や建造物の耐震診断の実施を推進するなど、必要な対策を講じる。

また、万が一、災害が発生した際に備え、全国統一の文化財防火デーにあわせて訓練を実施するとともに、消防署や警察署など関係機関と連携して防災体制の確立に努める。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財は国民共有の財産であり、文化財の保存・活用に対し、所有者や管理者だけでなく、幅広く市民の方々に関心をもってもらうことが重要である。

松本市では、インターネットのホームページ「松本のたから」により、文化財に関する情報を発信している。また、博物館では「松本まるごと博物館構想」に基づき、体験学習や講演会、見学会等の事業を実施している。また、小・中学生が文化財に親しむ機会を増やすために博物館親子パスポートを発行し、施設利用の無料化を図っている。

更に、地区単位の事業として、各福祉ひろばでは地域のウォーキングマップに文化財を掲載し、各地区公民館では各地区を対象とした身近な文化財関連事業を行っている。また、市民を対象とした文化財に係る出前講座も行っている。

また、市民の力で松本の魅力を発信しようと集まったボランティア「新まつもと物語プロジェクト」が、文化財を含めた松本の魅力について、松本市公式観光ホームページ「新まつもと物語」や、冊子「松本さんぽ」、「まつもと水巡り」といったパンフレットなどをおして幅広く情報発信をしている。

指定文化財のうち、有形文化財や記念物については、現地への統一形式の説明板設置を進めている。未指定文化財に対しては、史跡ゾーン整備事業として、昭和62年度より、年度毎に市内35地区のうち1地区に対し、文化財愛護思想啓発のため、地区内の様々な文化財に案内板等を設置する事業を委託している。

今後も既存の制度を活用しながら、普及・啓発活動を行っていく。

#### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

松本市は、周知の埋蔵文化財包蔵地として旧石器時代から近世までを対象にしており、現在、市内では721カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。しかし、平成の合併による旧町村部の埋蔵文化財包蔵地の把握状況に差があるため、今後、分布調査を実施して市内の把握状況の均質化を図る。

また、庁内の開発許可に関係する各課と連携し、市内で建築や土木工事等を行う業者に対しては、埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かの事前

確認を求めている。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法第93条に基づき提出された届出書によって、長野県教育委員会に指示を仰ぎ、必要に応じて試掘調査等を実施し、又は事業計画の変更を求めなどして遺跡の保存を図り、適切に文化財が保護されるよう今後も継続していく。更に未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期す。

(8) 文化財の保存・活用に係る松本市教育委員会の体制と今後の方針

松本市において文化財行政を担当するのは、教育委員会教育部文化財課であり、課内に文化財担当と埋蔵文化財担当の2担当を置いている。合併による市域の拡大や、開発件数の増加に伴い、保護対象となる文化財の件数や、発掘業務量が増加しているため、今後も適正な人員配置を図って文化財保護を進めていく。

また、文化財の指定・解除等重要事項を審議する諮問機関として、松本市文化財保護条例第6条第3項に基づき、松本市文化財審議委員会を設置している。文化財審議委員会の委員は10名以内で、学識経験者を教育委員会が委嘱する。現在の委員会は9名の委員により構成されており、専門分野は、歴史2名、考古1名、建築史1名、民俗1名、美術・工芸1名、芸術一般1名、植物1名、自然一般1名となっている。

更に、文化財に関係する課として、博物館と松本城管理事務所等の部署が設置されている。博物館は、松本市立博物館を中心に、附属施設全般の管理運営を行っており、松本城管理事務所は国宝松本城及び史跡松本城の保存管理と公開に関する業務を主に行っている。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

松本市の文化財の保存・活用に関わっている団体は、松本城や弘法山古境など個々の文化財の保護に関わって設立された団体や、伝統行事等の無形文化財を後世に伝えるための保存会、地区に伝わる文化財を守るための団体や史談会、文化財について情報発信をする市民団体等とその規模や活動形態は様々である。

これらの団体の多くは、地元の町会や公民館活動等を核とした地域コミュニティが主体となって、ボランティアで活動している。文化財を守っていくという考えの下に人々が集い、真剣に活動に取り組んでいる。

市としても、活動に必要な情報提供や、講習会や連絡会など各団体間の連携への補助、原材料等の提供等、これらの団体の活動を支援する方策を検討し、官民協働による文化財の保存・活用を図っていく。

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内に存在する文化財のうち、建造物、史跡に指定等されているものは17件である。内訳は、国指定文化財が国宝松本城天守、史跡松本城及び重要文化財旧開智学校校舎の3件、登録有形文化財が松本館旧館、松本館便所棟、旧第一勸業銀行松本支店、旧光屋店舗兼主屋及び旧光屋文庫蔵の5棟、県指定文化財が橋倉家住宅、旧松本カトリック教会司祭館及び旧念来寺鐘楼の3件、市指定文化財が高橋家住宅、源智の井戸ほか6件である。これらの文化財については、文化財保護法、長野県文化財保護条例及び松本市文化財保護条例に基づき保護がなされており、今後も所有者等と連携を図りながら保存・活用を進める。

特に、国宝松本城天守と史跡松本城については、重点区域の中核をなす文化財であるため、平成11年度策定の「松本城およびその周辺整備計画」に基づき、整備を進めるとともに、未策定となっている保存管理計画及び保存活用計画の策定を行う。

未指定の文化財については、市域全体の文化財を総合的に把握する調査のなかであわせて調査を行い、一定の価値が認められるものについては文化財として指定を図る。また、文化財の価値が指定基準には達しない建造物のうち重要なものについては、登録有形文化財への登録推進や、歴史的風致形成建造物への指定による支援等を行い、保護を図っていく。

また、ぼんぼん・青山様といった無形民俗文化財は、指定・未指定に関わらず、少子化や実施環境の変化など文化財を取り巻く状況が変わってきているが、保存・伝承について保存団体と連携を図りながら、必要に応じ記録作成や普及啓発活動等を実施し、次世代に継承していく。

### (2) 文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理を行うに当たっては、文化財保護法、長野県文化財保護条例、松本市文化財保護条例の規定に従って実施し、現状変更等の手続きが必要な事業については申請をし、許可権者の許可を受けた上で実施する。また、その際には、文化庁、長野県教育委員会など関係機関と連携し、必要に応じて指導・助言を仰ぐ。また、史跡松本城整備研究会や松本市文化財審議委員会などの既存の組織や、必要に応じて有識者等による新規の組織を立ち上げるなどして意見を求めながら、当該文化財に関する調査研究を十分に行い、真正性を担保した上で修理及び整備を実施し、文化財の価値を損なわないようにする。

#### <具体的な計画>

##### ア 博物館移転に伴う事業

史跡松本城内にある松本市立博物館について、「松本市まるごと博物館構想」に基づいた移転の具体化を検討し、移転後のスペースについては、「松本城およびその周辺整備計画」に記載のとおり、古絵図や文献資料をもとに、本来の松本城の姿に戻していく。

##### イ 南・西外堀復元事業

松本城南・西外堀は、近代に埋め立てられ、宅地化しているが、平成23年度から周辺の道路整備と一体となった堀復元事業を計画している。堀の復元に当たっては、発掘調査成果を元にその範囲を確定し、松本城のあるべき姿に戻していく。

#### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

現在、史跡松本城内に松本市立博物館が設置されており、松本城を見学した観光客が、あわせて松本の文化財を学ぶのに好適な場所であった。しかし、博物館は建物の老朽化と史跡内という立地のため、移転が計画されている。移転については、「松本まるごと博物館構想」及び「松本城およびその周辺整備計画」に基づいて実施する。

また、城下町跡には、江戸時代末期の町名や小路名、その名前の由来などを標した石柱を設置し、市民や観光客に地域の歴史を知ってもらえるようにしている。

#### <具体的な計画>

##### ア 松本市基幹博物館整備事業

これまでの調査研究、学習支援、人々の交流や情報交換といった機能に、市民の自己実現を支援する機能を加え、中心市街地への移転整備を検討する。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域のうち、松本城周辺は、松本市景観計画により歴史的景観区域として、「お城地区」、「お城南地区」及び「お城東地区」の3地区が設定され、建築物の高さや、外壁の色彩に制限が設けられ、城下町にふさわしい歴史的・伝統的なまちなみ景観を保全すべき区域となっている。

また、重点区域は、松本城の城下町跡に当たり、狭隘な道路のため一方通行が多い。その上、自動車の交通量が多いため、自転車や歩行者の安全確保の上で支障がある。そこで、パークアンドライドなどにより城下町跡

に流入する車を減少させるための対策を検討するとともに、自転車・歩行者にやさしい道路整備を行なうことにより、見学者が城下町の町割の中やその周辺を回遊しながら、湧水や井戸、湧水から流れる水路、蔵造りのまちなみといった歴史的建造物等の文化財に親しみ、城下町の風情や風致を感じられるようにするため、魅力ある環境を整備する。

#### <具体的な計画>

##### ア 松本城大手門枡形周辺整備事業

大手門枡形周辺は、総堀の埋め立てや商業ビルの建設により大きく姿を変えている。枡形内に建設された商業ビルのうち収用の済んだものから発掘調査を行い、その成果をもとに整備を行っていく。

##### イ 歩いてみたい城下町まちづくり事業

城下町の町割が残るお城周辺には、鉤の手、丁字路、食い違いの道路が随所に見られる。こうした江戸時代の城下町の町割とともに道路形態を保全し、歴史文化に親しむ住民意識を醸成していく。

##### ウ 自転車レーン整備事業

交通手段として、自転車が使いやすい道路環境を整備し、自家用車の利用を抑制する習慣をつくり、交通量の減少と街なかの回遊性を高める。

##### エ 思いやりゆずりあいゾーン事業

歩行者及び自転車利用者の視線で、限られた道路空間の再配分により、人、自転車、車が共存できる空間整備を行う。

##### オ 既存屋外広告物改修事業

既存の屋外広告物うち、景観形成を阻害する物件の改修に対して補助を行う。

##### カ 水めぐりの井戸整備事業

平成の名水百選に選ばれた「まつもと城下町湧水群」を活用し、観光資源や、市民の水汲み場として利用できる井戸を整備し、地域の魅力を高める。

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

国宝松本城天守と重要文化財旧開智学校校舎では、毎年1月26日の文化財防火デーにあわせて訓練を実施している。訓練の際は、松本広域消防局、市消防団、地域住民及び市教育委員会が連携し、災害時の連絡体制の確認、避難訓練、消火訓練及び応急処置の講習等を実施している。

それ以外の文化財でも、文化財を管轄する消防署や消防団、地元町会が中心となり地区毎での防災訓練を実施しており、防災への意識の高揚を図っている。

また、火災報知機等の防災設備や防犯のための警備設備についても整備推進に努め、適切な保守管理、点検を行って、万が一に備えており、今後も継続していく。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域は、松本市の市街地の中心に位置し、毎年多くの観光客が県内外から訪れている。重点区域内の各文化財は、松本市の魅力を高める重要な地域資源であり、観光パンフレット等で積極的に紹介する。

また、「松本のたから」や「新まつもと物語」等のホームページ、ガイドブック等による情報発信を強化し、目や耳をとおして文化財への感心が高まるようにしていく。

市内の小・中学校では松本城や旧開智学校での写生会や、博物館への社会科見学を行い、文化財に触れる機会を設けており、今後は、副読本の配布等、更に関心が高まるようにする。

博物館では一般向けの講習会や見学会、市民学芸員養成講座などを開催し、市民が身近に文化財を感じられることができる機会の提供に努める。

#### <具体的な計画>

##### ア 松本城（二の丸御殿）及び城下町復元映像化事業

松本城と城下町の、城下町成立期（文禄頃）、幕末の様子の復元及び周辺整備完了後の未来予想図を3次元映像（バーチャルリアリティ）により表現する。それにより、市民が城下町を学習する際、城下町についてイメージしやすくなるとともに、「松本城およびその周辺整備計画」に基づく、南・西外堀復元及び都市計画道路の整備にも役立たせる。

##### イ 児童用まる博ガイドブック「もっと知りたい まつもと一行って・見る松本」シリーズの作成・刊行事業

重点区域を含む市内の自然・歴史・文化・産業などを対象としたガイドブックを市民有志からなる「楽知ん見遊会」と協働で作成し、市内全小学5年生に配布することにより地域の歴史・文化への関心を高めるとともに、地域への愛着を深めていく。

##### ウ 文化財記録保存事業

ぼんぼんと青山様等の無形民俗文化財や、未指定の建造物等、今後失われるおそれや、姿が変わってしまうおそれのある文化財について現状を記録したり、過去に作成した記録映像をデジタル化して保存・伝承を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には、9カ所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。なかでも、近世の遺跡である「松本城跡」と「松本城下町跡」は、重点区域の大部分を占める大きな包蔵地である。また、「松本城下町跡」内には、時代の違う周知の埋蔵文化財包蔵地が重なって存在している。これらの包蔵地内で開発等が行われる場合は、事前に文化財保護法に基づく申請を受け、開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力回避する。それでも文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、適切に対応していく。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

松本城では、ボランティア団体が見学者のための解説や、外国人への通訳などの活動を日常的に実施している。また、小学生や業者団体などが天守の清掃を定期的に行っている。博物館では、博物館友の会などがボランティア活動により季節の行事にあわせた活動を行っている。

一方、地域に根ざした活動の例として、源智の井戸がある地区の地元有志が源智の井戸を守る会として定期的に井戸の清掃を行っていたり、市民ボランティアが記者として松本市公式観光ホームページ「新まつもと物語」に文化財に関する記事を掲載するなどしている。

また、無形民俗文化財についても、「ぼんぼん・青山様伝承保存会」などの団体が活動を行っており、文化財の継承に努めている。

松本市では、市民サポートセンターを市役所内に設置し、市民協働の活動を推進しており、今後も各種団体と連携を図りながら活動をサポートしていく。